

函館市地域交流まちづくりセンター条例施行規則および函館市地域交流まちづくりセンター駐車場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月17日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第32号

函館市地域交流まちづくりセンター条例施行規則および函館市地域交流まちづくりセンター駐車場管理規則の一部を改正する規則

(函館市地域交流まちづくりセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 函館市地域交流まちづくりセンター条例施行規則(平成18年函館市規則第90号)の一部を次のように改正する。

第15条を第18条とする。

第14条中「第20条第2項」を「第19条第2項」に、「から第8条まで」を「, 第7条, 第11条」に、「第12条」を「第15条」に、「第8条第1項」を「第11条第1項」に、「別記第8号様式」を「別記第12号様式」に、「別記第9号様式」を「別記第13号様式」に、「別記第10号様式」を「別記第14号様式」に、「別記第11号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第17条とし、第13条を第16条とする。

第12条中「別記第11号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第15条とし、第9条から第11条までを3条ずつ繰り下げる。

第8条第1項中「別記第8号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項中「別記第9号様式」を「別記第13号様式」に、「別記第10号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

(使用料の納付期限の変更等)

第8条 条例第11条第2項ただし書および同条第3項ただし書の市

長が特に認めるときとは、国、地方公共団体その他これらに準ずる者に使用させるときとする。

2 前項の者は、使用料の納付期限の変更を希望し、または使用料を後納しようとするときは、別記第8号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、納付期限の変更または後納の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第11条第4項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第9号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、別記第10号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第10条 条例第12条ただし書の市長が特別の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合とし、還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他使用者（条例第10条に規定する使用者をいう。以下同じ。）の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) その他特別な理由により市長が還付する必要があると認める場合 既納の使用料の全部または一部の額

2 使用料の還付を受けようとする者は、別記第11号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、還付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

別記第11号様式中「第12条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第10号様式中「第8条関係」を「第11条関係」に改め、同

様式を別記第 1 4 号様式とする。

別記第 9 号様式中「第 8 条関係」を「第 1 1 条関係」に改め，同様式を別記第 1 3 号様式とする。

別記第 8 号様式中「第 8 条関係」を「第 1 1 条関係」に改め，同様式を別記第 1 2 号様式とし，別記第 7 号様式の次に次の 4 様式を加える。

別記第8号様式（第8条関係）

函館市地域交流まちづくりセンター使用料納付期限変更（後納）申請書

年 月 日

函館市長 様

住所（法人以外の団体にあつては、事務
所の所在地または代表者の住所）
申請者 氏名（団体にあつては、その名称および
代表者の氏名）
電話 局 番

次のとおり使用料の納付期限を変更してほしい（使用料を後納したい）ので申請
します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用日・期間等	年 月 日 から 年 月 日 まで 時 分 時 分
使用施設	
納付期限を変更して ほしい期間	年 月から 年 月まで
変更後の納付期限	
使用料の額	円（月額 円）

注 納付期限を変更してほしい期間欄および変更後の納付期限欄は、納付期限を変
更してほしい場合に記入してください。

別記第9号様式（第9条関係）

函館市地域交流まちづくりセンター使用料減免申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人以外の団体にあつては、事務
所の所在地または代表者の住所)

申請者 氏名 (団体にあつては、その名称および
代表者の氏名)

電話 局 番

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用日・期間等	年 月 日 から 年 月 日 時 分 まで 時 分
使用施設	
減免を受けよう とする期間	年 月 日 から 年 月 日 時 分 まで 時 分
使用料の額	円 (月額 円)
減免を受けよう とする金額	円 (月額 円)
減免を受けよう とする理由	

別記第10号様式（第9条関係）

函館市地域交流まちづくりセンター使用料減免承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免については、
次のとおり決定したので通知します。

1 承認

(1) 減免前の使用料の額 円（月額 円）

(2) 減免する金額 円（月額 円）

(3) 減免後の使用料の額 円（月額 円）

(4) 減免する期間

年 月 日 時 分から 年 月 日

時 分まで

2 却下

理由

（却下の場合は、この処分について不服がある場合における救済の方法
ならびに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者および出訴期間を記載し
た文書を添付すること。）

別記第11号様式（第10条関係）

函館市地域交流まちづくりセンター使用料還付申請書

年 月 日

函館市長 様

住所（法人以外の団体にあつては、事務所
の所在地または代表者の住所）
申請者 氏名（団体にあつては、その名称および
代表者の氏名）
電話 局 番

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用日・期間等	年 月 日 から 年 月 日 まで 時 分 時 分
使用施設	
還付を受けよう とする理由	

添付書類

- 1 使用許可書
- 2 許可事項の変更の許可を受けた場合にあつては、使用変更許可書

(函館市地域交流まちづくりセンター駐車場管理規則の一部改正)

第2条 函館市地域交流まちづくりセンター駐車場管理規則(平成18年函館市規則第91号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」を「第11条の2第3項」に改める。

第14条を第16条とする。

第13条中「第20条第2項」を「第19条第2項」に、「第8条、第9条」を「第10条、第11条」に改め、同条を第15条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第8条第3号中「第6条」を「第8条」に改め、同条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条中「許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「使用者」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(使用料の納付)

第6条 許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、駐車場から自動車を退場させる際に第4条第2項の規定により交付を受けた整理券を提出し、条例別表第3に定める駐車場使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

(使用料の減免等)

第7条 条例第11条の2第2項の市長が必要があると認める場合は、災害等の発生により、国または他の地方公共団体の職員が緊急を要する公務のため駐車場を使用する場合その他これに準ずる場合とする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、整理券を市長に提出し、その旨を申し出なければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。